

議案第 2 2 号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館について、利用料金制度を導入するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。

第20条第1項中「世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館」を「世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館」に、「世田谷区立北沢区民会館等」を「世田谷区立世田谷区民会館別館等」に改め、同条第2項中「世田谷区立北沢区民会館等」を「世田谷区立世田谷区民会館別館等」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円
	集会室	15,180円	18,210円	22,830円	27,320円	38,010円	45,540円	60,850円	72,860円
世田谷区立 烏山区民会 館	ホール	27,850円	33,390円	41,840円	50,160円	69,690円	83,550円	111,540円	133,710円
	集会室	6,600円	7,920円	10,030円	12,010円	16,630円	19,930円	26,660円	31,940円

別表第3備考第4号中「午後5時30分から午後10時までの」及び「午前9時から午後10時までの」を削る。

別表第4 その他の設備の部に次のように加える。

浴室	1室 1回	1,500円
----	-------	--------

別表第4の2備考以外の部分を次のように改める。

別表第4の2（第20条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間				全日			
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで）		午後5時30分から午後10時まで		午後5時30分から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	12,580円	15,010円	18,870円	22,590円	31,460円	37,750円	37,600円	45,040円	50,330円	60,340円	56,480円	67,630円
	第2集会室	2,710円	3,140円	4,140円	4,860円	6,860円	8,150円	8,150円	9,720円	11,010円	13,010円	12,290円	14,580円
	第3集会室	2,280円	2,710円	3,570円	4,290円	5,860円	7,000円	7,000円	8,290円	9,430円	11,290円	10,580円	12,580円
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合											
		30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
		通常舞台以外の舞台を設定する場合											
		39,180円	46,900円	58,910円	70,640円	98,090円	117,540円			157,010円	188,180円		
	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
第4集会室	7,150円	8,580円	10,860円	13,010円	18,010円	21,590円			28,880円	34,600円			
世田谷区立北沢区民会館別館	集会室	9,000円	10,720円	13,580円	16,300円	22,590円	27,020円			36,170円	43,320円		

世田谷区立 玉川区民会 館	ホール	30,700円	36,840円	46,200円	55,440円	76,800円	92,160円			123,000円	147,600円		
	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円			28,600円	34,320円		
世田谷区立 砧区民会館	ホール	30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
	集会室A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		

別表第4の3 その他の設備の部浴室の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4 その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第4の3 その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。
- 3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定に基づき納付された使用料とみなす。
- 4 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみなす。
- 5 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。